

●質疑応答

- Q. 申請するときは、本事業に関わると思われる経費をいろいろ盛り込んで申請するのか、対象経費になるのか申請前に電話で相談してから申請するのかどちらがよいか。
- A. 明らかに経費の対象として考えられるものは、事前の相談をせずに申請して結構です。例えば、事業目的との繋がりがわかりづらい物品で申請をする場合、どのような趣旨で申請するのか説明があれば、内容を考慮して審査できます。また、申請様式には備考欄があるので、こちらで関連性について記載が可能です。対象経費になるかわからないような事例がある場合、まずは事務局に相談してください。
- Q. 例えば10件の経費で合計100万円の申請をしたとして、そのうち5件が事業の対象となる経費と判断された場合、5件の経費について採択されるのか。それとも、1件でも対象外の経費がある場合、全てが不採択となるのか。
- A. まず、対象経費か不確かなものについては事前に相談していただければ、対象か否かをアドバイスしますので、受理された申請はすべて対象経費であるとの前提で審査を進めていきます。予断はできませんが、申請金額が予算額を超過するようなことがあれば、補助率を薄くする等を検討する場合もありえます。
- Q. 個人事業主は法人枠に記入する際どうすればよいか。
- A. 旅館業の許可をいただいている個人事業主であれば、そのまま個人事業主名を法人枠に入力いただければ、事務局で確認可能です。
- Q. 予算額70億円に対し、申請が可能な総事業者数はどのくらいいるのか。
- A. 道内の旅館業法の許可を有する事業者が対象であるが、約5,000事業者いると認識している。
- Q. 70億円の予算を約5,000の事業者で割ると一事業者あたり132万円となるが、仮にこのような場合には大小事業者にかかわらず、一定金額を補助してもらえるのか。
- A. 全ての事業者が申請することはあまり想定していないが、仮に予算を超える申請があった場合は、申請内容の有効性やコストパフォーマンスを考慮して、採択不採択を決定します。
- Q. コストパフォーマンスを重視すると、大型事業が有利なのではないか。
- A. 例えば、サーマルカメラをどこに置くのか、どのように使用するのか等を考慮して、どれほどの効果を得られるのか等を個別に判断するので、事業費の多寡によって判断されるものではありません。例えば、1室しかない旅館が700万円申請あり、また、多数のお客様が入るホテルから同じ金額の申請がある場合、後者の方が事業投資に対する効果が大きいと判断されます。

Q. 採択決定前に事業を手掛けてしまうと、事前申請とはならず、上乘せ分は得られないか。

A. 支払いの生じた日にご注目いただければと思います。例えば、7月2日に支払いを行った経費は支払い済みですが、通常分(R3.7.2~R3.12.31)に該当するので4分の3補助を受けることが可能です。

Q. 営業許可を受けている会社と運営会社が別の場合、2社合算で申請が可能か。

A. 本事業は一つの施設に対して一申請としている。例えば、運営会社が旅館業を有しているが、所有者が大型工事を発注する場合、特例として、経費負担者である大型工事を発注する所有者から申請していただきます。申請時には、所有者、運営者間の委託契約書など両者の関係性を示す書類を追加で提出していただく必要があります。

Q. 空気清浄器などを購入したレシートは必要か。

A. 支払いをしたという証拠書類が必要です。レシートをもらう際には申請者の名前が記入されていないといけません。一般的なレシートのみの場合、宛名書き付きの領収書を発行してもらう必要があります。

Q. 新規ホテルにも本事業は適用されるのか。

A. 適用されます。募集締め切りは8月20日ですが、申請日時点で旅館業法の許可を有していれば、旅館業の許可を得る前に新規開業に向けて準備した経費についても申請が可能です。

Q. 具体的な申請方法や必要なものを教えてほしい。

A. 先ほど観光振興機構から説明があったとおりですが、詳しいことはまず事務局に電話で相談していただければと思います。申請者の方で準備するものは、旅館業の許可証や証拠書類一覧に記載のある書類であり、そのほかの事項については電子申請で入力が可能です。

Q. 消耗品について、販売業者から月ごとに請求書が来ているが、請求書に明細が記されていない場合は申請は可能か。

A. 問題ありません。対象外経費が含まれる場合、どの項目に対して申請を行っているのか事務局がわかるように証拠書類にマーカー等していただきたく思います。